

ニュース・レター

NEWS LETTER
Jun. 2005

vol.
35



大阪アメニティパーク（OAP）[日刊建設新聞社提供]

CONTENTS

- ② 浅見輝男・カドミウム汚染の諸問題
- ④ 畑 明郎・市街地の土壌汚染の現状と対策—大阪アメニティパーク（OAP）の事例にみる
- ⑥ 佐藤 泉・土壌汚染対策法施行状況
- ⑦ 楡井 久・これで良いのか土壌汚染調査法
- ⑧ 中地重晴・有害化学物質の排出量は本当に減ったのだろうか？—疑問の残る第3回PRTTRデータ公表
- ⑨ 畑 直之・「環境法の今」第22回／京都議定書目標達成計画の決定と地球温暖化対策推進法の改正

カドミウム汚染の諸問題



茨城大学名誉教授 浅見 輝男

食品中カドミウムの規制基準について国際的に検討されているという記事が最近新聞等で報道されるようになりました。検討しているのは、FAOとWHOの下部機関であるコーデックス食品添加物・汚染物質部会（CCFAC）です。わが国では1970年末に開かれた第64回臨時国会で「公害基本法」の一部が改正され、「土壤の汚染」が追加されました。その実施法として「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」が制定され、1.0ppm以上の玄米が生産されるか、その可能性が高い水田の修復が実施されています。2004年10月8日の環境省発表によれば、カドミウムが基準値以上検出された地域は6686ha（95地域）あります。しかし、後述のように米のカドミウム規制基準値が0.2ppmに決まった場合は勿論、0.4ppmに決まった場合でもかなり広大な水田が修復の対象になります。そこで、カドミウムによる健康影響とCCFACでの検討状況について述べることにします。

1) カドミウムとは

カドミウムは自然界に存在する92種の元素の一つであり、重金属元素に属しています。元素ですから微生物的あるいは化学的手法では分解できません。ひとたび自然界に放出されたカドミウムは永久に無くなることはありません。

カドミウムは主として亜鉛鉱石である閃亜鉛鉱に含まれて存在しており、亜鉛鉱山等で採掘、選鉱、製錬の過程で亜鉛と共に環境に放出されます。さらに、カドミウムを含む各種製品を製造する過程、それらを廃棄する過程でカドミウムは環境に放出されます。放出されたカドミウムはかんがい水を通じて、あるいは大気降下物として農地土壤を汚染し、水田では水稻によって、畑では野菜等の畑作物によって吸収されます。その結果、カドミウムを含んだ食品が我々の食卓に上ることになります。

2) カドミウムの健康影響

一般環境におけるカドミウムの健康影響のうち最も重要なものはイタイタイ病です。この病気は富山県神通川流域に居住する中年以降の女性に多発した、激しい痛みを訴え、少しの外力でも骨折する病気です。イタイタイ病は明治時代の終わりから大正時代の始めころから発生したと考えられています。1968年5月厚生省はイタイタイ病の原因は神通川の上流にある神岡鉱山より排出されたカドミウムであるという見解を発表しました。その後、長崎県対馬佐須川・椎根川流域、兵庫県市川流域、石川県梯川流域でもイタイタイ病の発生が学会誌等で報告されていますが、政府は未だに公害患者として認定していません。

カドミウムが体内に吸収されて最初に影響が出る臓器（標的臓器）は腎臓です。この腎障害がイタイタイ病の前駆症状です。また、カドミウムは骨へも影響し、骨軟化症と骨粗しょう症の原因物質でもあります。カドミウムには環境ホルモンの作用があるという報告もあります。

さらに、カドミウム曝露は寿命にも影響し、カドミウム曝露は寿命を短くするようです。

3) 米中カドミウムの規制基準値

食品中カドミウムの規制基準は腎障害を指標として決められています。

厚生省は1970年7月7日に玄米中カドミウムの規制基準値を1.0ppmに決めました。この値は高すぎるとの批判があったので、厚生省は微量重金属調査研究会を急遽組織して、この17日後の7月24日に1.0ppmを追認する報告書をこの研究会名で出し、結局日本における玄米中カドミウム濃度の規制基準値は1.0ppmとなりました。

しかし、その後日本における多くの疫学調査の結果、

米中カドミウムの耐容量は0.1~0.2ppm程度であると考えられています。

前述のCCFACでは、2003年の会議までは、精米の規制基準値案0.2ppmで議論が進んでいました。ところが日本政府は、2003年12月15日にCCFAC事務局へ「日本政府意見」を送付し、そのなかで精米の規制基準値案を0.4ppmにするように提案しました。2004年のCCFAC案では0.4ppmとなり、その後更に検討を続けることになっています。

4)「日本政府意見」とその問題点

「日本政府意見」は3つの部分から成り立っています。

(1) 日本には地質学的特徴として火山灰土が多く、火山灰土はカドミウムを多く含むので、作物中カドミウム濃度も高くなる。(2) 1969年の調査によって、工場の影響のない水田でも0.4ppmのカドミウム米が生産された。(3) 日本の食品中カドミウムデータを用いて実施した確率的曝露評価によれば、精米中の最大濃度を0.4ppmにしても公衆衛生上何らの問題がない。という3つです。

(1) については「火山灰土のカドミウム濃度が高いことはないが、火山灰土はカドミウムを吸着する力が高いので汚染火山灰土中カドミウム濃度は高い。なお、火山灰土に吸着されたカドミウムは作物によって吸収されにくい」。

(2) については、「1969年の調査では、汚染地とされた東京都農業試験場水田および東邦亜鉛のある安中市の汚染水田を非汚染地と間違えた結果、非汚染地でも0.4ppmの米が生産されると錯覚したものである」ということであり、この2点については以前から間違っていることが分っていました。

(3) は2003年に環境省環境研究所の新田裕史による研究論文に基づいています。新田論文では、国民栄養調査の食品摂取量についてのデータベースと農林水産省による食品中カドミウム濃度についての実態調査を使って推計しています。そして、精米中カドミウム濃度を0.4ppmに設定した場合、95%値の人でもカドミウム摂取量が体重1kg当たり7マイクログラム(FAO/WHO合同食品添加物専門家委員会[JECFA]による暫定耐容週間摂取量[PTWI])を超えないのであるから精米中カドミウム濃度を0.4ppmにしても差し支えないというものです。しかし、国民栄養調査のデータから19歳以下、妊婦等を除外して推計しています。言うまでもな

く子ども、特に幼児では体重1kg当たりの食品摂取量が多く、したがってカドミウム摂取量も多いことは明らかです。亜鉛製錬所周辺の疫学調査に基づいて、子どもに対するカドミウム曝露は大人に対するカドミウム曝露より腎臓機能への影響が大きいという報告が外国にはあります。日本では子どもや妊婦に対するカドミウムの健康影響についての調査研究はありません。調査研究なしに推計処理から19歳以下の人や妊婦等を除外するのは一種のごまかしであると考えられます。

以上のように、精米中カドミウム濃度を0.4ppmにしてもよいという「日本政府意見」を支えている3本柱は、すべて間違いとごまかしです。日本の疫学調査結果から考えても、少なくとも2003年までの原案である0.2ppm程度にする必要があると考えられます。

5) おわりに

欧米ではカドミウムの規制が厳しくなり、カドミウムの生産量と使用量は減少しています。生産量が1989年まで日本について2位の米国、3位のベルギーは2003年には激減し、これに対して2003年における日本(1位)、中国(2位)、韓国(3位)のカドミウム生産量は、それぞれ2496t、2441t、2175tであり、この3国で全世界生産量の42.2%を占めています。また、米国、ベルギーの消費量は激減し、これに対して、2003年の日本、中国、韓国の消費量はそれぞれ6062t(1位)、5407t(2位)、100tで全世界消費量の59.4%となっています。韓国の消費量も今後増大すると考えられます。したがって、カドミウム汚染問題は過去の問題ではなく、現在と将来の問題であり、日本を含む東アジアの重大問題であることは明らかであります。

参考文献

浅見輝男(2001)日本土壌の有害金属汚染、402頁、アグネ技術センター。

日本環境学会食品中カドミウム基準値検討専門委員会(2003)食品中カドミウムの基準値に関する検討—コーデックス食品添加物・汚染物質部会の審議状況に関連して—、人間と環境、29:122-146。

日本環境学会食品中カドミウム基準値検討専門委員会(2004)コーデックス食品添加物・汚染物質部会による食品中カドミウム濃度の最大基準値(案)に対する日本政府による修正案の問題点、人間と環境、30:60-89。

市街地の土壤汚染の現状と対策

——大阪アメニティパーク(OAP)の事例にみる

大阪市立大学大学院教授 畑 明郎

大阪市長賞受賞のビルで宅建業法違反

大阪アメニティパーク(OAP)は、三菱金属(現三菱マテリアル)大阪製錬所跡地で1989年に大阪市の再開発地区計画制度の第一号に選定され、全国でも2番目の再開発地区計画制度の指定を受けた大規模再開発事業であった。事業者は三菱地所・三菱マテリアル・大林組などで、OAPの敷地面積は約5ha、総延床面積は約26万m²であり、39階建て・延床面積が約14万m²の巨大オフィスビル、24階建て・延床面積が約7万m²の帝国ホテル、および30階建て・延床面積が約7万m²・総戸数518戸の高級マンション(億ション)が建設され、総工費は約1,700億円といわれる。マンション建設には、大阪市から優良建築物等整備事業として約16億円もの補助金が投入され、2002年には、第22回大阪都市景観建築賞(大阪まち

なみ賞)・大阪市長賞を受賞している。

重金属汚染を隠して販売

しかし、2002年9月にOAPの地下湧水から下水道基準を超えるヒ素とセレンが検出され、1997年のオープン以降、基準を超える汚染湧水を無処理で大阪市下水道に放流し続けていたことが判明した。また、約100年間操業し1989年に閉鎖した大阪製錬所跡地で実施した土壌・地下水汚染調査では、高濃度のヒ素・セレン・鉛などの重金属汚染があり、一定の対策を実施したことを隠して、マンションを販売していた。2002年11月に実施した表層土壌調査では、環境基準を超えるヒ素・セレン・鉛が多数検出された。

2003年7月に三菱マテリアルが組織した学識者による「OAP土壌の調査・対策に関する検討委員会(委員

長・大阪産業大学村岡浩爾教授)」が、新たな土壌・地下水調査を全くせずに報告書をまとめた。報告書は、「地下水位はOAP開発前が―5mなので、表層土壌65cmを入れ替えれば安全である」との結論を出し、これを根拠に三菱側は11月に「10億円かけて表層土壌65cmを入れ替える」と記者発表した。これに対してマンション住民らは同意せず、地下の土壌・地下水汚染調査と抜本的な対策を求めた。

2003年末から2004年はじめにかけてマンション



大阪アメニティパーク(OAP)全景 [日刊建設新聞社提供]

管理組合内に設けられた「土壌問題専門委員会」は、土壌汚染問題解決に向けた敷地内ボーリング調査の実施を管理組合総会に提案し、調査計画書作成と業者の検討を私に依頼した。しかし、三菱側の意を酌む管理組合内の一部役員の強硬な反対で、これらのボーリング調査計画の実施は困難となり、国の公害等調整委員会に問題を持ち込むことになった。管理組合は、公害等調整委員会に持ち込むことを弁護士を介して三菱側に提案したが、三菱側はこの提案を拒否し、膠着状態に陥った。そこで、一部の住民は、売買代金返還等請求訴訟や、宅建業法違反(重要事項の不告知)容疑の刑事告訴に踏み切った。

一方、OAPに隣接して環境基準超過の毛馬桜之宮公園を有する大阪市は、3月下旬の桜の開花時期までに、芝張りや立入制限柵などの応急対策工事を住民側に提案したが、抜本的な対策を要求する住民側の同意を得られなかった。結局、7月の天神祭りに間に合わせるために、6月に遮水シートとガードフェンスが設置された。囲いをして立入禁止にしているが、理由は書かず、芝生養生のためと偽った看板を立てようとした。

大阪府警が強制捜査

10月28日に大阪府警生活経済課は、宅建業法違反(重要事項の不告知)容疑の刑事告訴を受けて、OAPオフィスタワーにある三菱地所大阪支店、三菱地所住宅販売、三菱マテリアル大阪支社、OAPレジデンスタワー販売センターなどを一斉に強制捜査した。土壌汚染問題で初めて宅建業法の適用を決めた刑事事件として、大々的にマスコミに報道された。

11月22日に大阪府警は、OAP土壌汚染をめぐる宅建業法違反容疑事件で、三菱地所住宅販売本社、三菱地所本店および三菱マテリアル本社を強制捜査し、OAPに関する議事録や打ち合わせ記録などダンボール箱で約100個分を押収した。12月16日に大阪府警は、OAPマンションを販売した三菱地所住宅販売を宅建業法違反(重要事項の不告知)容疑で、大阪地検に書類送検した。

2005年1月7日にOAP共同事業者の三菱マテリアル・三菱地所・大林組・三菱マテリアル不動産は、OAPマンション管理組合法人に対して、具体的対応を提案する文書を提出した。1月30日に三菱側は、管理組合に対して『土壌問題解決のための協議についてのご提案』を文書で申し入れた。文書では、同和鉱業グループによる「OAP土壌・地下水汚染調査計画と対策の方向性」について管理組合と協議しながら実施したいとし、4月

以降、新規ボーリング等による土壌・地下水汚染調査を行うこととなった。

抜本的な解決に向けて

2月27日に調査・対策費用として45億円、損害賠償費用として15億円の合計60億円を用意し、大阪地方裁判所の民事調停を申し立てると文書で提案した。3月5日には、提案の『補足説明書』を提出し、「調査・対策は管理組合の同意を得て実施する。住民推薦の学者(筆者)も入れた第三者の専門委員会を作り、調査・対策を評価する。60億円は最終的な金額ではなく、上下する。」とした。3月20日の管理組合臨時総会で三菱側の提案を基本的に了承し、4月以降、具体的な調査・対策の実施と損害賠償交渉を進めることになる。

3月29日には、大阪府警はマンション販売時に土壌汚染を認識しながら客に説明しなかったとして、事業主体の三菱地所の高木茂社長と三菱マテリアルの前社長の西川章会長ら当時の両社幹部計10人と、法人としての両社を宅建業法違反(重要事項の不告知)容疑で書類送検した。

5月8日に、三菱地所、三菱マテリアル、大林組などの事業者とマンション管理組合は、「マンション購入額の25%を金銭補償する。また、マンションの買い取りを希望する場合は業者の鑑定評価に10%を上積みする」という補償案で合意した。補償額は約75億円で、三菱側は今後、全住民と個別交渉に入る。しかし、住民側には、「合意は早すぎる。金額にも納得できない。三菱側は刑事処分が近くなったので、和解を急いだけ」といった根強い不信感が残っており、個別交渉は長期化が予想される。

マンション住民らは、筆者や土壌汚染コンサルタントなどの専門家、弁護士、建設新聞や高杉晋吾などのジャーナリストなどの協力を得て、三菱側や大阪市寄りの一部住民らの妨害を排しながら、粘り強く住民運動を進めてきた。2004年末の大阪府警の強制捜査・書類送検以降、三菱側の態度は軟化し、解決に向けて住民らと話し合う気運も出てきている。2005年度には調査と対策が進展し、抜本的な解決に向かうことを期待したい。

参考文献：

畑明郎 [2004] 『拡大する土壌・地下水汚染・土壌汚染対策法と汚染の現実』 世界思想社

土壤汚染対策法施行状況

国民会議常任幹事・弁護士 佐藤 泉

1、土壤汚染対策法に基づく調査数

土壤汚染対策法に基づく調査は、いわゆる工場跡地（水質汚濁防止法の対象となる特定施設で使用廃止したもの）に対する調査（以下「3条調査」という）と、それ以外の土地に対する調査（以下「4条調査」という）に分けられる。

環境省が平成15年2月15日から平成17年2月15日までの施行状況として公表した資料によれば、3条調査の対象となる土地1254件のうち、わずかに254件が調査されたに過ぎず、約8割の土地は調査が行われていない。さらに、4条調査の命令が行なわれたのは4件に過ぎない。

2、なぜ調査が進まないのか

3条調査が進まない理由は、3条1項但書によって、引き続き工場・事業場の敷地として利用される場合等は、都道府県知事の確認を得ることによって調査実施の猶予を受けることが出来るからである。この猶予を受けた件数及び猶予確認中の件数は、合計980件にものぼっている。

また、4条調査は、実質上、汚染が既に確認されている場合に適用されるため、新たな汚染を確認する手続としては機能していない。

3、未調査の土地売買に潜む問題点

3条調査を猶予された件数のなかには、調査猶予のまま売買され、第三者に所有権が移転しているものがある。この場合、譲受人が調査義務を引き継ぐことになっているが、工場の有害物質使用・保管履歴などの情報が引き継がれていかない場合には汚染を発見しにくくなる危険が高い。高濃度の汚染が懸念される場合には、調査・対策に莫大な費用が予想されるため、暫定的に倉庫などに利用して調査猶予を受けることも考えられる。このような場合、汚染の拡散、地下水汚染など汚染の深刻化が懸念される。

また、4条調査が対象となる汚染には、埋設農薬、

残土、廃棄物、倉庫での汚染物飛散などを原因とするものがあるが、この汚染が非常に深刻であることが分かって来ている。茨城県神栖町のヒ素汚染も、生コンに有害物質を混ぜて不法投棄されたものが汚染原因であることが判明した。このように、不法投棄や残土由来の汚染は、いつ、誰が、どのようなものを投棄したのか追跡調査をすることが困難であり、3条調査よりも把握が困難である。したがって4条調査をすべき土地について、自由に売買され、宅地化等の開発が行われていることは、汚染の拡散だけではなく、重大な健康被害をもたらす危険がある。

4、汚染が認められた場合の対策

汚染が認められた場合、指定区域に指定され、適切な対策が行なわれれば指定解除を受ける。土壤汚染対策法施行後2年間で、56件が指定区域に指定され、そのうち20件が全部解除、4件が一部解除となった。対策については、汚染土壌の掘削・除去を行わない、最終処分場に埋立をするかセメント原料化することが多いが、最近ではコストの安い不溶化（汚染物質の溶出を防止する化学的処理）なども増えているようである。

5、今後の課題

土壤汚染対策法は、成立当初から、調査の契機が極めて限定されているだけではなく、広範囲な調査猶予が認められているため、調査・対策が進まないのではないかと懸念されていた。2年を経過して、その懸念は現実のものとなっている。土壤汚染の拡散や地下水保全のためには、工場操業中の自主的調査や不動産売買契約時の自主的調査も、弾力的に土壤汚染対策法に取り込むとともに、調査の猶予を限定する等、法律の見直しが必要であると思われる。

これで良いのか土壤汚染調査法

NPO法人日本地質汚染審査機構理事長 楡井 久

毎日配達される10数ページからなる新聞、週刊誌や電話帳の1冊の中の各ページが、どのページから作られたかの区別ができるでしょうか。それぞれの新旧の区別は不可能です。この新旧の区別が不可能な新聞の1束、週刊誌や電話帳の1冊は、厚さは異なりますが、それぞれ時間的には同一な最少単位になります。また、自然界では、一瞬の火山噴火で積もった溶岩や火山灰または洪水時に堆積した地層内も時間的に新旧を区別することが不可能です。したがって、これらの地層も厚さは異なりますが時間的に同一な地層単位です。

この最少単位にあたる新聞の上に週刊誌を置き、さらにその上に電話帳を置きます。すると、新聞、週刊誌、電話帳といった順番で累積することになります。この3者の関係では、下位の新聞紙は古く、上位の電話帳が最も新しく置かれたことになります。地層単位の場合も同じです。溶岩・火山灰・洪水堆積層といった地層単位が順番に堆積していれば、前者の溶岩が古く、洪水堆積層が一番新しくできたことになります。このような下位の地層単位が古い地層単位で、上位の地層単位が新しい地層単位であるという単純ですが地質学では重要な法則が、イタリアのニコロ・ステノ（Niccolo Stenone, 1638～1687）によって発見されました。

考古学では、土壤を地表から下位へ順番に掘り下げ遺構を発掘します。そして、鎌倉時代・平安時代・弥生時代・縄文時代といった各時代の遺跡や生活面が上位から下位に向かって順番に発見されます。このことは、土壤が縄文時代・弥生時代・平安時代・鎌倉時代といった各時代にできた地層単位が下位から順番に累重していることを物語っています。つまり、土壤も幾枚もの土壤層の単位が累重した地層単位から成り立っているのです。

また、神栖町の有害有機砒素コンクリート塊や東京の江東区に分布する六価クロム鉍滓のように汚染物質自体が地層汚染単位をなすことがあります。さらに、有機塩素系化合物のような液体の汚染物質は、地層単位の透過

性に支配された地層汚染単位を形成することもあります。地層汚染単位は地層累重の法則にもそって分布しますが、この単位の厚さも異なります。地層汚染単位は、環境行政の土壤汚染調査法に見合って、0.5m、1m、2m、3m、……10mといったように機械的に分布はしてくれません。この土壤汚染調査手法で行う無単元調査法に従った調査ミスで汚染が拡大するといった不祥事が最近大規模に発生してきています。土壤汚染調査手法は、ステノが地質学の法則を発表した1669年代以前の手法であり、国民の健康を守り、汚染地下水を浄化して地下水資源として持続的に利用するといった観点の調査には全く適しておりません。なぜなのかは、考えてみて下さい。

汚染源となる地層汚染単位を発見するには、その地層単位の境界と各地層単位内の地層構造を重視した分析試料の採取が重要です。そして、各地層単位の汚染物質の調査から地層汚染診断図が作成され、汚染機構が解明されます。つまり、病理学的診断のもとに治療がなされるように、汚染機構解明のもとに浄化がなされなければなりません。

そして、第三者による完全浄化の審査を受ける必要があります。有害物質での汚染隠しで有名になった大阪アメニティーパーク（OAP）の調査・対策は、土壤汚染調査法を主張する学識経験者・行政・企業の委員会談合とも思われ、無審査同然のようです。それに対置するのが、千葉県我孫子市の日立精機工場跡地の調査・対策です。ここのマンション敷地は、地質汚染機構解明から完全浄化まで、ここの調査・対策と全く関わりのない第三者機関の審査を受け完全浄化を獲得しています。そして、完全情報公開です。

マンションを購入する場合にもちょっとした注意で天国と地獄、その不動産価値は全く異なります。十分に注意してください。

有害化学物質の排出量は本当に減ったのだろうか？

——疑問の残る第3回PRTTRデータ公表

NPO有害化学物質削減ネットワーク（Tウォッチ）代表 中地 重晴

はじめに

2005年3月18日、国による第3回のPRTTR（環境汚染物質排出移動登録）データ公表が行われました。今回の発表されたデータ（表1）によると2003年度中に日本国内で環境中に排出・移動された有害化学物質の量は87.3万トンで、前年よりも22.3万トンも減少しました。ほんとうに少なくなったと手放しで喜ぶわけにはいきません。その辺の事情をまとめてみました。

表1 排出量・移動量の経年変化 (千トン)

	2003年度	2002年度	2001年度
届出排出量	291	290	314
届出移動量	240	217	223
届出外排出量	342	589	585
合計	873	1,096	1,122

届出対象外排出量のみ減少

2001年4月から施行された化学物質排出把握促進法の小規模取扱い（スソきり）事業者に対する猶予期間が切れて、2003年度からPRTTR制度は本格運用されました。当初、PRTTR制度の届出対象事業者は報告対象物質の年間取扱量は5トン以上でしたが、2003年度からは年間取扱量1トン以上になりました。制度上は、年間取扱量5トン未満の事業者からの排出量については、国が行う届出外排出量の推計の中で、カウントされることになっていました。

そのため、2003年度の届出事業者数は34,517件から41,079件と約5,500件、大幅に増加したわけですが、表1を見ると届出排出量は29.0万トンから29.1万トンと微増、届出移動量は21.7万トンから24.0万トンに1割強増加しました。その一方で、届出外排出量は58.9万トンから34.2万トンと大幅に減少しました。減ったのは届出対象業種（スソきり事業者）からの排出量の推計値で25.1万トンから5.5万トンと大幅に減りました。また、移動体（自動車排ガスなど）からの排出量の推計値が15.4万トンから11.9万トンに大幅に減少し、この二つの推計値の減少が

原因で、全体の排出・移動量の合計が減少したわけです。

どうやら、今まで対象業種のスソきり事業者からの排出量の推計値を大きく取っていたようです。国は信頼できるデータをもとに推計したと説明していますが、本当なのか疑問が残ります。

進まない未届け事業者の実態把握

また、その一方で、スソきり事業者が正しく排出・移動量を届出しているのかも不明のままです。総務省は5月2日に、PRTTR制度に基づく有害化学物質に関する国の実態把握、管理が不十分だとして、経済産業、環境、厚生労働、農水、国土交通5省に改善を求める勧告を行いました。総務省は一昨年度PRTTR制度に関する行政評価・監視を行いました。筆者のところにもヒアリングに來られましたが、総務省によると、2002年度に届出がなかったプラスチック製造業者など94事業者を対象に、サンプル調査を実施したところ、53事業者が02、03年度とも届出義務があったにもかかわらず、38事業者は2年連続で届け出を怠っていた。未届出の理由については、「制度やその内容を知らなかった」との回答が84%に上ったとのこと。Tウォッチでは未届出事業者の実態把握の必要性をパブコメ等で指摘してきましたが、今回、ようやく国も気が付いたということでしょうか。

毎年、年間1千トンを上回る排出量や移動量を初めて届出る事業者がでていますが、大規模事業者でも報告を怠っているようです。そういう点では、小規模のスソきり事業者が届出なくなって届出排出量が過小評価されているかもしれません。どちらにしてもPRTTR制度は始まったばかりで、国民が信頼できるデータ公表が行われるにはしばらく時間がかかるようです。Tウォッチとしては、データの正確性、精度をあげるよう届出データの検索ウェブサイト充実させていきたいと考えています。

※Tウォッチのウェブサイト：<http://www.toxwatch.net>
各事業者がどのような届出を行ったかを検索することができます。

京都議定書目標達成計画の決定と地球温暖化対策推進法の改正

気候ネットワーク 畑 直之

地球温暖化防止の京都議定書が本年（2005年）2月16日に発効したのを受け、国内でも対応する法整備が行われていますのでご紹介します。

●京都議定書目標達成計画の決定

○京都議定書目標達成計画の策定について

もともと政府では、地球温暖化対策推進大綱（首相を本部長とする地球温暖化対策推進本部の決定、1998年策定、2002年改定。以下、大綱）の「ステップ・バイ・ステップのアプローチ」に基づき、2005年からの第2ステップへ向けた大綱の評価・見直しを、第1ステップ最終年の2004年の初めから進めていました。一方、2002年に改正された地球温暖化対策推進法には「政府は京都議定書目標達成計画（以下、達成計画）を定める」という京都議定書発効と同時に効力を発する条文が盛り込まれており、今年2月の議定書発効に伴いこの条文が有効となったため、大綱の改定作業はそのまま法定の達成計画の策定作業にスライドしたのです。

政府は、3月29日に達成計画案を公表、意見募集を経て、4月28日に達成計画を閣議決定しました。

○京都議定書目標達成計画の問題点

しかしこの計画には様々な問題があり、6%削減目標の達成が危ぶまれます。以下見てみましょう。

・市民参加に乏しい策定過程

今回の達成計画の策定過程においても、政府内

の密室で官僚主導で策定作業が行われる点は従来から基本的には変わっていません。市民参加は形式的な意見（パブリックコメント）募集だけであり、国民の代表である国会の審議はおろか承認も必要ありません。特に達成計画案に対する意見募集期間が通常の1カ月の半分の2週間と短かく、しかも意見募集終了からわずか2週間で閣議決定というスケジュールは、「パブコメ」がいかに形式的で、政府が市民の意見を真摯に反映するつもりがないかを示しています。温暖化対策はその実施においてすべての主体の参加が必要であるのに、策定過程におけるこのような参加の欠如は大きな問題です。

・従来政策の総括と反省の欠如

新しい政策を策定する際には、それまでの政策を分析・評価し、その課題を踏まえて行うのが常識と考えられます。しかし達成計画には、これまでの政策が弱かったために二酸化炭素（CO₂）排出が増え続けていることに対する分析・総括・反省が欠如しています。

・相変わらず森林吸収と京都メカニズムに依存した目標

達成計画の分野・区分別の目標を従来の大綱と比べると、次頁の表の通りです。

森林吸収源と京都メカニズムに5.5%を依存し国内削減分は-0.5%にすぎない点は、従来の大綱と同じであり、率先して国内で削減して先進国としての責任を果たすものにはなっていません。また

表 京都議定書目標達成計画の対策の分野・区分別の削減目標

	対策の分野・区分	大 綱	達成計画
国内での 排出削減	エネルギー起源CO ₂	±0.0%	+0.6%
	革新的技術開発・国民各界各層の更なる温暖化防止活動	-2.0%	
	非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、一酸化二窒素	-0.5%	-1.2%
	代替フロン等3ガス（HFC・PFC・SF ₆ ）	+2.0%	+0.1%
吸収と国外 からの調達	森林等の吸収源（国内）	-3.9%	-3.9%
	京都メカニズム（排出量取引・共同実施・クリーン開発メカニズム）	-1.6%	-1.6%
計		-6.0%	-6.0%

（※基準年総排出量比）

エネルギー起源CO₂（石油・石炭などの化石燃料使用に伴い排出されるCO₂）の目標は、排出増の現状があるとはいえ、従来の大綱で革新的技術と国民の活動を含めて-2%だったものを、+0.6%に大幅に緩めてしまいました。

また、代替フロンは今後使用をやめるべきものであり、現在まで排出量が減ってきているにも関わらず、達成計画では2010年に向けて大幅増加を容認しています。

しかも達成計画は「6%」ぎりぎりでも組み立てられているため、どこかが上手く行かないと、その分は外国から買ってくる京都メカニズムでカバーせざるを得ない形になっています。国内での排出削減を中心に、6%削減を余裕を持って確実に達成できる全体構成とすべきです。

・原子力発電の設備利用率引き上げに依存

エネルギー起源CO₂の削減は、原発の設備利用率引き上げに依存しています。過去に一度も実現したことがない87~88%という異様に高い数字を達成するとしており（過去ではトラブルがなく率が高かった年でも80%程度です）、最初の大綱の「原発20基増設」と同様、実現不可能なことを見込む過ちが繰り返されています。安全に配慮し

た余裕をもった設備利用率とすべきです。

・炭素税など実効性の高い政策は盛り込まれず

肝心なのは、数字合わせではなく削減対策を押し進める政策（規制や経済的手法）の裏付けですが、達成計画のその部分は、従来の大綱と同様、極めて弱いものとなっています。

追加的な政策措置として具体化されているのは、事業者の温室効果ガス算定・報告・公表制度を導入する地球温暖化対策推進法改正（後述）、運輸部門の事業者・荷主に省エネ計画策定・報告を課するなどの省エネ法改正にとどまっています。

「政策手法の総動員」と言いながら、産業部門は相変わらず経団連自主行動計画に依存するなど、政策的な裏付けが乏しいままです。排出削減の実効性の高い、炭素税、石炭火力発電抑制策（石炭課税の強化・火力発電のCO₂原単位目標設定・石炭火力発電新設規制など）、住宅・建築物の断熱基準（省エネ基準）の規制化（義務化）、機器や住宅の性能表示の義務化、代替フロン使用規制などの政策措置は盛り込まれませんでした。

とりわけ炭素税は、すべての主体に対して課税による価格効果で削減を促すことができる必要不

可欠な政策ですが、達成計画では「真摯に総合的な検討を進めていくべき課題」とされ早期導入の方針は示されていません。

●地球温暖化対策推進法の改正

1998年に制定され、2002年に改正された地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）は、規制措置や経済的措置は全く含まれず、地球温暖化防止活動推進センターの設置や地球温暖化防止活動推進員の委嘱など普及啓発措置を規定するだけの、ほとんど中身の無い法律です。

この度、一定規模以上の事業所（事業者（企業）単位ではなく工場単位ということです）を対象に温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度を導入する改正案が政府から出され、国会審議中です（5月12日に衆議院で全会一致で可決され、その後参議院で審議中）。

このような制度は温室効果ガス排出削減の基礎となるもので、今までなかったことの方が問題で、遅きに過ぎたと言えますが、一歩前進ではあります。しかし次のような問題点があります。

（1）法案には書かれていませんが、公表されるのは京都議定書に規定された6つの温室効果ガスの、①企業別、②業種別、③都道府県別に集計されたデータであり、各事業所単位のデータは情報開示請求が必要となる予定とされています。もともと公表可能なデータなのに開示請求が必要なのは情報公開の流れに逆行するものであり、事業所単位のデータも開示請求なしで最初から見られるようにすべきです。

（2）各事業者が政府に報告する原データは、化石燃料については現在省エネ法で種類別に報告されており、新しく加わる代替フロンも物質別に報告されると考えられます。しかし制度案ではそれ

らの種類別の排出量の公表は予定されていませんが、当然これらも公表すべきです。

（3）いわゆる「企業秘密」の規定がありますが、そもそも温室効果ガスの排出量が企業秘密に該当するというのは、様々な分野を見渡しても常識的にまず考えにくいと言えます。企業秘密に該当するかどうかの基準は、公表を原則とした厳格なものとするべきです。また仮に企業秘密とされる場合でも、主務大臣（環境大臣）も原情報を持つ仕組みとするべきです。

●求められる早急な政策強化

この他、今国会で成立見込みの関連法は、上で簡単に触れた省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律、経済産業省・国土交通省共管）改正案と、温暖化防止はあくまでも副次的な「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律案」（新法、国土交通省・経済産業省・農林水産省共管）にすぎません。

このままでは6%削減目標の達成は危ういと言わざるをえません。政策を抜本的に強化することが急務であり、第2ステップの最終年である2007年の評価・見直しでは遅すぎます。達成計画で検討課題とされていたり触れられていない炭素税などの実効性の高い政策措置を、早急に実施に移す必要があります。

◎学習会「お米のカドミウム汚染」のご案内

カドミウムといえば1960年代の公害、イタイタイ病の原因物質として知られています。日本人のカドミウムの摂取量は減りつづけており、問題はないと言われているますが、現在でも日本人のカドミウム平均摂取量は、アジアの国々と比べて2倍以上になっています。

その中でも特に注目される食品は米で、カドミウム総摂取量の40～50%を占めています。私たちの主食であるお米を中心に、カドミウム汚染の現状と問題点について、東京都環境科学研究所で有害化学物質を30年にわたって分析してこられた小野塚春吉氏にお話を伺います。

◇共催：国民会議食品プロジェクト・食の安全監視委員会

◇日時：7月30日（土） 午後1:30～午後3:30

◇場所：環境パートナーシップオフィス エポ会議室（東京・青山）

◇講師：小野塚春吉氏（財団法人政治経済研究所環境問題研究室主任研究員）

（詳細は、ホームページでもご紹介します）

◎新子どもプロジェクト参加者募集！

子どもプロジェクトが新しくなって再スタートします。今年の9月から12月までを第一期として、子どもをめぐる問題について4回の連続学習会（胎児の危険、子どもの発育の問題、LD、ADHD、シックスクールなどを検討中）を開催する予定です。このプロジェクトに企画立案から一緒に活動していただける方を募集しています。ご興味のある方は事務局までご連絡ください。

◎活動報告 (05/04～05/05)

4月14日 常任幹事会開催
4月20日 食品プロジェクト会議
4月21日 予防原則プロジェクトブックレット
編集作業
5月12日 常任幹事会開催
5月20日 予防原則プロジェクトブックレット
編集作業

編集後記

広報委員会委員長 佐和洋亮

スローフード・スローウォーク

20年前、北イタリアの田舎町ブラで発足したスローフードの運動。

きっかけは、ローマのスペイン広場にファストフードの代表ともいえるマクドナルドが出店することへの対抗であった。

スローフード、それは、美食という観念に環境と正義という要素を付け加えたものである。

会長のカルロ・ペトリニ氏は言う。「本当においしいものとは何か、まず食べておいしくなければならぬ。そして、その食品が作られるプロセスにおいて、環境に付加を与えないこと。さらに道義上適切な作られ方をしていることだ。第三世界を搾取するような方法で生産されているとはいえない。」

このスローフード協会は、世界有数の国際NPOへと成長して、現在は世界中50カ国に800以上の支部があり、8万人の会員を持つに至っている。

『環境に関心のないグルメは愚か者だが、かといって、食に関心のないエコジストはといえば、それはただ退屈なだけなのだ』（カルロ・ペトリニ）

25年間続いている身体障害者登山会がある。神奈川県小田原市に本部がある登山クラブ「ベルククラブ」。

この5月29日（日）、富士山のすぐ北側の平尾山（1290m）に25回目の身

障者登山会が行われ、私もボランティアとして参加した。身障者42名、ボランティア136名の合計178名が、普通に登れば往復2時間のコースを、その3倍もかけて往復した。

この日はスポーツ新聞社主催の山中湖1周マラソンの日。私達は豆粒のように湖畔を走るランナーを見ながら登った。こちらもファストとスローの対比。

裾野から頂上までがそのままそっくり視界に収まる富士山。水楢の透明な新緑の影に姿を見せずに付いて来る鶯。幹を登る赤い腹の大蟻や、葉っぱ一面の黒い虫の卵。虎杖（いたどり、スカンボ）を折り皮を剥いて頬張る水滴の酸っぱさは子供の頃と同じ味。群れる白い花の中の紅い小梨の実。

普通に登っていれば気付かないことや出来ないことが、このスローウォークにはある。そして、杖に体重を掛けて支える急登では、「身障者」や「ボランティア」を超え互いに「ただの人」として力を合わせる。

都会の日常では味わえない爽やかな1日であった。

（次回の『車椅子登山会』は10月16日（日）。問い合わせTEL 0465-23-0416ベルククラブ本部

スローフードとスローウォークの共通項。それは自然。（参考文献＝SIGNATURA 05/6月号。ベルククラブ「平尾山、身障者登山会計画書」）

ダイオキシン・環境ホルモン対策
国民会議 提言と実行
ニュースレター 第35号

2005年6月発行

発行所

ダイオキシン・環境ホルモン対策
国民会議 事務局

〒160-0004
東京都新宿区四谷1-21
戸田ビル 4階

TEL 03-5368-2735

FAX 03-5368-2736

編集協力・レイアウト

（有）総合工房キャップ

* 国民会議事務局のE-mailアドレスは、kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jpです。

HPは、<http://www.kokumin-kaigi.org>